

# 2月23日は「税理士記念日」

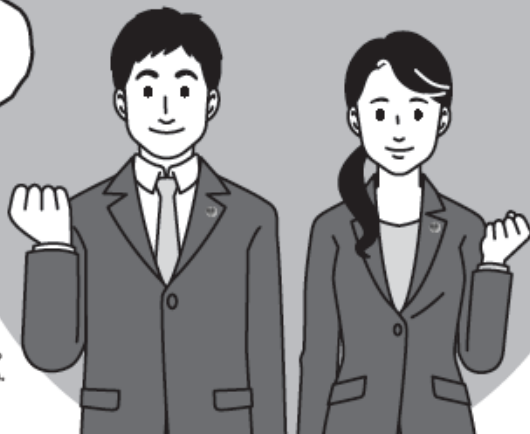
2月23日は「税理士記念日」。これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来しています。記念日にあたり、税理士業務をもっと知っていただくために、2日間の電話相談を開催します。所得税、法人税、贈与税、相続税、消費税などなど、税に関するどんなご質問にも無料でお答えします。お気軽にご相談ください。

## こんな時に、税理士さんに 聞いてみよう。

生命保険の  
満期が  
来たけど…?



時短協力金を  
もらったけど…?



消費税の  
インボイス  
制度って?



事業の継承  
どうしよう?



生前贈与の  
税金は?

● 税理士は、税務に関するスペシャリストです。

● 税金の相談は税理士以外の者が行うことはできません。「にせ税理士」にはくれぐれもご注意ください。

● 店舗のマーク・税理士バッジや税理士証書を携行しています。

● 職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

無料でんわ相談室にお電話を！ 2月21日(月)・22日(火)  
午前10時→午後4時

芦屋 0797-38-2770 神戸 078-252-1870 姫路 079-427-2970

近畿税理士会

兵庫県第1支部連合会

インターネットで電子申告(e-Tax)。申告相談は、税理士へ。

ホームページで「近畿税理士会」の詳しい  
ご案内をご覧いただけます。

近畿税理士会

検索

<http://www.kinzei.or.jp>

芦屋支部

灘支部

神戸支部

兵庫支部

長田支部

須磨支部

明石支部

加古川支部